

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 ○○県○○市○○町△-△

【2. 住居表示】 ○○県○○市○○町○-○-○

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域
 準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域)

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 法第22条区域

【6. 道路】
 【イ. 幅員】 6.00m
 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 11.00m

【7. 敷地面積】
 【イ. 敷地面積】 (1) (165.00㎡) () ()
 (2) () () ()
 【ロ. 用途地域等】 (第1種低層住居) () ()
 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
 (100%) () ()
 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
 (50%) () ()
 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 165.00㎡
 (2))
 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】)
 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】)
 【チ. 備考】)

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】
 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分)
 【イ. 建築物全体】 (71.21㎡) () ()
 【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 (71.21㎡) () ()
 【ハ. 建蔽率】 43.16%

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分)
 【イ. 建築物全体】 (122.21㎡) () ()
 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () ()
 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () ()
 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () ()
 【ホ. 認定機械室等の部分】 () () ()
 【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () ()
 【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
 【チ. 蓄電池の設置部分】 () () ()
 【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () ()
 【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

住居表示が定められている場合のみ記入してください。住居表示は各市町村にお尋ねください。

建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

・2以上の道路がある場合、2m以上接している道路のうち最も幅員の大きいものを記入してください。
・道路幅員に側溝は含まれますが、法敷き、水路は含まれません。有効幅員を記入してください。
・接道している道路幅員が一定でない場合は、最大幅員の位置から法令及び条例に基づく接道に必要な長さの位置における幅員を記入します。
・法42条2項道路(みなし道路)の場合は「4m」と記入します。

道路幅員が12m未満の場合は、用途地域により定められた容積率と前面道路の幅員による容積率(道路幅員×住居系0.4・その他0.6)の小さい方の容積率を記入してください。

・容積率、建蔽率が2以上にわたる場合、加重平均の%を記入します。
・角地緩和に該当する場合には基準の建蔽率+10%の数値を記入してください。【チ】に「角地緩和」と記入してください。

敷地単位の主要用途を具体的に記入してください。また、兼用住宅の場合は兼用部分の具体的な用途を()書きで記入してください。住宅以外の用途の場合も具体的な用途を記入してください。

敷地単位での工事種別にチェックしてください。

小数点第3位以下を切り上げとして第2位まで記入してください。

建物内及び敷地内に自動車車庫及び自転車庫がある場合はその床面積を記入してください。

・建築物が複数棟ある場合は、棟別に通し番号をふり、棟別に概要を記載します。
 ・延べ面積が10㎡以内のものを除きます。(第五面、第六面も同じ。)

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅
 (区分)
 (区分)
 (区分)
 (区分)

【3. 工事種別】
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕

【4. 構造】 木造 一部 造

【5. 主要構造部】

耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

耐火建築物
延焼防止建築物
準耐火建築物
準延焼防止建築物
その他
建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

【イ. 地階を除く階数】 2

【ロ. 地階の階数】

【ハ. 昇降機塔等の階の

【ニ. 地階の倉庫等の階

申請棟に2以上の用途がある場合
 (例 兼用住宅の場合)、全ての用途を記入してください。

申請棟の工事種別をチェックしてください。

該当するものにチェックしてください。
 耐火構造: 令第107条の基準に適合する構造
 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する建築物: 耐火性能検証法
 準耐火構造: 令第107条の2、令第112条第2項、令第109条の5第1号(告示令和元年第193号)、令第110条第1号(告示平成27年第255号)
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1): 令第109条の3第1号
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2): 令第109条の3第2号
 その他: 上記のいずれにも該当しない場合

該当するものにチェックしてください。
 令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造: 法第21条第1項に該当する木造建築物で、令第109条の5第1号(告示令和元年第193号)適用の場合(火災時対策建築物)
 法第21条第1項ただし書きに該当する建築物: 令第109条の6の基準に適合する場合
 令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造: 法第27条第1項に規定する特殊建築物で、令第110条第1号(告示平成27年第255号)適用の場合(避難時対策建築物)
 その他: 法第21条又は第27条の規定の適用を受ける場合で、上記のいずれにも該当しない建築物
 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない: 上記のいずれにも該当しない場合

該当するものにチェックしてください。
 耐火建築物: 令第136条の2第1号イの基準に適合する建築物
 延焼防止建築物: 令第136条の2第1号ロの基準に適合する建築物
 準耐火建築物: 令第136条の2第2号イの基準に適合する建築物
 準延焼防止建築物: 令第136条の2第2号ロの基準に適合する建築物
 その他: 法第61条の規定の適用を受ける場合で、上記のいずれにも該当しない建築物
 建築基準法第61条の規定の適用を受けない: 防火地域以外・準防火地域以外の場合

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 8.114m
 【ロ. 最高の軒の高さ】 6.404m

・設置される建築設備を記入してください。
 ・「合併浄化槽」も記入を忘れないでください。

【10. 建築設備の種類】 電気、ガス、給排水、換気、冷暖房

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項の審査

建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項の審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを証明した構造設計一級建築士)

(1) 氏名

(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 号
 第 号

【ホ. 認定型式の認定番号】

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等の認証番号】

ルート2建築主事等が審査を行う場合の特例の有無です。(※県内特定行政庁でルート2審査は行っていません。)

特例の有に該当する場合、該当する番号を記入してください。
 第1号: 認定型式に適合する建築部分を有する建築物(構造や防火等の単体規定についての型式適合認定)
 第2号: 認定型式に適合する建築部分を有する建築物(尿尿浄化槽やエレベーター等の建築設備規定についての型式適合認定)
 第3号: 第6条第1項第3号の建築物で建築士が設計したもののうち、防火、準防火地域以外における一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く)
 第4号: 第6条第1項第3号の建築物で第3号に掲げる一戸建ての住宅以外の建築物

【12. 床面積】

	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 (2階)	(52.99㎡)	()	(52.99㎡)
(1階)	(69.22㎡)	()	(69.22㎡)
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
【ロ. 合計】	(122.21㎡)	()	(122.21㎡)

最上階から順に記入してください。

【13. 屋根】

粘土瓦

【14. 外壁】

窯業系サイディングボード厚18mm(PC030BE-〇〇〇〇)

【15. 軒裏】

繊維混入ケイ酸カルシウム板厚11mm(QF030RS-〇〇〇〇)

【16. 居室の床の高さ】

640mm

【17. 便所の種類】

水洗

最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には記入してください。
 (記入例)
 【19.備考】 令第121条の2の適用を受ける屋外階段が木造である。

「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り(改良)」のうち該当するものを記入してください。

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 2

【3. 柱の小径】 120mm

【4. 横架材間の垂直距離】 2,730mm

【5. 階の高さ】

【6. 天井】
 【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm
 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(52.99㎡)
【ロ.】	()	()	()
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

・階の高さは、1階は1階の床の仕上材から2階の床仕上げ材までの寸法です。
 ・2階建ての2階など最上階の場合は階の高さを記入しないでください。

複数の天井高さが有る場合は、低い天井高さを記入して下さい。
 居室の無い階の場合は記入しないでください。

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 1

【3. 柱の小径】 120mm

【4. 横架材間の垂直距離】 2,844mm

【5. 階の高さ】 2,900mm

【6. 天井】
 【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm
 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(69.22㎡)
【ロ.】	()	()	()
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

有無にチェックしてください。
 ※特定天井
 国交告示H25第771号第二に定めるもので、以下の1～4に該当するものです。
 1. 吊天井
 2. 居室、廊下等の人が日常立ち入る場所に設けられているもの
 3. 高さが6m超え、水平投影面積が200㎡超え
 4. 天井面構成部材等の単位面積質量が2kg/㎡

・2以上の用途がある場合、それぞれの用途区分記号、具体的な用途、及びその用途ごとの面積を記入してください。
 ・増築等の場合、既存部分を含んだ用途毎の面積を記入してください。

EXP.J 等で区画された構造別棟ごとに作成してください。

(第六面)

建築物独立部分別概要

・建築物が1の時は「1」と記入してください。
 ・独立部分が2以上ある場合は、枝番をつける。「1-1」、「1-2」
 ・建築物が2以上の時は申請建築物毎に通し番号を記入してください。

申請建築物の棟数	1棟	1棟(Exp.Jで構造上分離)		2棟		1棟(構造上分離していない)
四面の番号	1	1		1	2	1
六面の番号	1	1-1	1-2	1-1	1-2	2
パターン						

【1. 番号】 1

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ. 構造】 造 一部 造

・申請建築物毎に記入してください。
 ・建築物の数が1の時は記入する必要はありません。

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

・新築又は構造現行法適合への増築で適合性判定が必要な場合: **特定構造計算基準**
 ・構造既存不適格への増築で適合性判定が必要な場合: **特定増改築構造計算基準**

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)

その他のプログラム

□ 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算: 時刻歴応答解析(大臣認定)

□ 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算: **保有水平耐力計算(ルート3)**

□ 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算: **限界耐力計算**

□ 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算: **許容応力度等計算(ルート2)**

□ 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算: **(ルート1)**

構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】 ()

【8. 備考】

構造既存不適格への増改築の場合に基準区分を記入してください。

○ 構造既存不適格部分への増改築が1/2超の場合

・ 一体増築: **(一号ーイ)**

・ EXP.J 増築: **(一号ーロ)**

○ 構造既存不適格部分への増改築が1/2以下で1/20超かつ50㎡超の場合

・ 構造計算又は20条第1項4号の木造で壁量計算による場合: **(二号ーイ)**

・ 20条第1項4号で基礎補強による場合: **(二号ーロ)**

○ 構造既存不適格部分への増築が1/20以下かつ50㎡以下の場合: **(三号ーイ)**

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- ⑧ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項各号に掲げる特定建築行為のうち該当するものの号番号（同項第1号に該当する場合にあっては、号番号及び同号イ又はロのうち該当するもの（気候風土適応住宅に該当する場合にあっては、その旨を含む。））を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、建築に係る部分の床面積が10平方メートル以下である場合、建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合その他の提出が不要であることが明らかかな場合は、記入する必要はありません。
- ⑪ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合において

は、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

- ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑬ 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出した距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出した距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「へ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅

の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

- ⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑰ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。
 - (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑱ 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- ⑲ 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ⑳ 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- ㉑ 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉒ 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉓ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉔ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ハ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。
- ㉕ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉖ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉗ 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

- ① この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

- ④ 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑤ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 5欄は「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）」、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）」、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 6欄は「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれかに該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 7欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 8欄の「ハ」は建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
- ⑩ 8欄の「ニ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- ⑪ 10欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
- ⑫ 11欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 11欄の「ニ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。
- ⑭ 11欄の「ホ」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入して下さい。また、11欄の「ヘ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑮ 11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ホ」（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
- ⑯ 12欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑰ 16欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- ⑱ 17欄は、「水洗」「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。
- ⑲ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

- ⑳ 申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- ㉑ 主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計（準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう。）を用いたものについては、19欄にその旨を記入してください。
- ㉒ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、19欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。
- ㉓ 建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、19欄に、その旨を記入してください。
- ㉔ 計画の変更申請の際は、19欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. 第五面関係

- ① この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- ③ 1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- ⑤ 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

7. 第六面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ④ 3欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ⑤ 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- ⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。